次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出	（略）	（略）	（略）	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ
存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	（略）	請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	（略）	第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分
存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	（略）	請求に当たつては、次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信により確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）	（略）	（略）
次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出	（略）	次の各号	（略）	第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分
存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	（略）	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）	（略）	第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分

（新設）	（新設）	（新設）	（略）	第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ
（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）